

令和3年石巻市議会第1回臨時会提出議案一覧

1 条例議案（5件）

- (1) 第65号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市市税条例等の一部を改正する条例)
(石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「地方税法等の一部を改正する法律」が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、各条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

(石巻市市税条例等の一部を改正する条例)

○第1条 石巻市市税条例の一部改正

第24条第2項、第36条の3の3第1項及び附則第5条

個人の市民税の非課税の範囲、公的年金等受給者の扶養親族等申告書及び個人の市民税の所得割の非課税の範囲において、令和2年度の改正により扶養控除の対象となる「扶養親族」から国外居住親族が除かれたことに伴い、「個人の市民税の均等割・所得割の非課税限度額」の判定に用いる「扶養親族」の範囲を扶養控除の取扱いと同様とするため、文言の整理を行うもの。

第36条の3の2、第36条の3の3第4項、第53条の8及び第53条の9

個人の市民税に係る給与所得者・公的年金等受給者の扶養親族申告書及び退職所得申告書において、所得税における見直しと同様に、税務関係書類の電子化推進の観点から、電子提出方法の取扱いの簡素化を行うため、文言の整理や条文の追加を行うもの。

第81条の4及び附則第15条の2の2

三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の税率及び賦課徴収の特例において、旧基準算定車に準用する読替規定を加えるもの。

附則第6条

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例において、所得税における市販薬によるセルフメディケーション税制の適用期限延長と同様に、適用期限を5年間延長し令和9年度までとするもの。

附則第10条の2

固定資産税の課税標準の特例を規定している条文において、わがまち特例制度に関する法改正に伴い、条文や引用条項を整理するもの。

附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の2及び第13条

固定資産税の令和3年度評価替えに伴い、土地の価格に係る特例措置の継続、宅地等に係る負担調整措置の継続及び課税標準額が増加する土地についての課税標準額の据え置き等を行うため、条文の整理を行うもの。

附則第15条

特別土地保有税の課税の特例について3年間延長することとし、条文の整理を行うもの。

附則第15条の2

軽自動車税の環境性能割の非課税において、環境性能割を1%軽減する臨時的軽減措置の対象となる取得期限を令和3年3月31日から9か月延長し、令和3年12月31日までとするもの。

附則第16条

東日本大震災に係る固定資産税の特例等において、減免の対象となる取得等の期間を以下のとおりとするもの。

- ・代替家屋取得又は改築の場合 令和8年3月31日まで
- ・代替償却資産の取得又は改良の場合 令和6年3月31日まで

附則第16条の2及び第16条の2の2

軽自動車税の種別割の税率の特例において、排出ガス性能及び燃費性能の優れた車両の軽自動車税の軽減を行う、いわゆる「グリーン化特例」について、電気自動車等の75%軽減は全車種を、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用乗用車に限定し、特例の期限を2年間延長するため、条項の追加等を行うもの。

附則第24条

東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等において、被災住宅用地等に係る特例の適用期限を令和8年度分まで延長するもの。

附則第28条

新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年間延長し、令和4年12月31日までに居住した者を対象とするため、条項を追加するもの。

○第2条 石巻市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正

第2条のうち石巻市市税条例第48条第10項の改正規定、第50条第4項の改正規定、第52条の改正規定及び附則第3条の2第2項の改正規定

連結納税制度の見直しに伴い規定を削除するほか、法改正に伴い引用条項や条文の整理を行うもの。

○附則

第1条

施行期日を規定するもの。

第2条

市民税に関する経過措置について規定するもの。

第3条

固定資産税に関する経過措置について規定するもの。

第4条

軽自動車税に関する経過措置について規定するもの。

＜令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各規定は、当該各規定に定める日から施行する。＞

- 1 第1条中石巻市市税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- 2 第1条中石巻市市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに附則第2条第3項の規定 令和6年1月1日
- 3 第1条中石巻市市税条例附則第10条の2第27項の改正規定（同項を同条第26項とする部分を除く。）並びに附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- 4 第1条中石巻市市税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。） 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

（石巻市都市計画税条例の一部を改正する条例）

＜改正内容＞

附則第4項から附則第7項

わがまち特例制度に関する法改正に伴い、引用条項を整理するもの。

附則第9項から第15項

令和3年度評価替えに伴い、土地の価格に係る特例措置の継続、宅地等に係る負担調整措置の継続及び課税標準額が増加する土地についての課税標準額の据え置き等を行うため、条文の整理を行うもの。

附則第19項

法改正に伴い、引用条項を整理するもの。

附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

＜令和3年4月1日から施行＞

- (2) 第66号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 (東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示等の対象地域における避難対象者の国民健康保険税及び介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、各条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

国民健康保険税及び介護保険料の減免措置を次表のとおり延長するもの。

地域区分	地域の内容	所得区分	免除期間	
			改正	現行
帰還困難区域		—		
旧避難指示区域等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等 ・平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等 ・平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域 ・平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された旧居住制限区域等 ・令和元年度に指定が解除された旧帰還困難区域等 	上位所得層を除く	令和4年3月分まで	令和3年3月分まで

※ 上位所得層：国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯

介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

その他附則において、施行期日を規定するもの。

<令和3年4月1日から施行>

- (3) 第67号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
 (新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
 (新型コロナウイルス感染症に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯の経済的負担軽減を図るための保険税(料)の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴い、各条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

減免の適用期間を1年間延長し、令和3年度の保険税(料)における減免基準として、主たる生計維持者の令和3年中の収入減少が見込まれる世帯を追加するもの。

【減免内容】

国民健康保険税の減免範囲	減免割合
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯	全部
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯	全部～10分の2

介護保険料の減免範囲	減免割合
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯に属する被保険者	全部
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる世帯に属する被保険者	全部～10分の8

その他附則において、施行期日を規定するもの。

<令和3年4月1日から施行>

(4) 第68号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市東日本大震災復興交付金基金条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「東日本大震災復興特別区域法」から復興交付金に関する条項の削除等を行う「復興庁設置法等の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第1条

設置において、法改正に伴い引用条文を改めるもの。

附則第1項及び第2項

第2項として、条例の失効を「令和4年12月31日限り」とする規定を新たに加えるもの。

附則

施行期日及び経過措置を規定するもの。

<令和3年4月1日から施行>

(5) 第69号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(石巻市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)

<改正理由>

「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件」が本年3月30日に公布され、4月1日からそれぞれ施行されたことに伴い、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第8条及び第9条の2

介護補償において、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額について、次表のとおり改めるほか、文言の整理を行うもの。

【介護補償の額】

区 分		改 正	現 行
常時介護を要する場合	最高限度額	<u>171,650 円</u>	<u>166,950 円</u>
	親族等による介護を受けている ときの最低限度額	<u>73,090 円</u>	<u>72,990 円</u>
随時介護を要する場合	最高限度額	<u>85,780 円</u>	<u>83,480 円</u>
	親族等による介護を受けている ときの最低限度額	据置き	36,500 円

その他附則において、施行期日及び経過措置を規定するもの。

<令和3年4月1日から施行>

2 予算議案（3件）

- (1) 第64号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和2年度石巻市一般会計補正予算)
- (2) 第70号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和2年度石巻市一般会計補正予算)
(令和2年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算)
(令和2年度石巻市下水道事業会計補正予算)
- (3) 第71号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和3年度石巻市一般会計補正予算)

3 条例外議案（3件）

- (1) 第72号議案 監査委員を選任するにつき同意を求めることについて
(識見を有する者のうちから選任する者)

<理 由>

識見を有する者のうちから選任する監査委員について、堀内賢市氏及び矢川昌宏氏が、本年5月25日をもって任期満了となることから、その後任について慎重に選考してきたが、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する堀内賢市氏を引き続き、清水俊雄氏を新たに選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

- (2) 第73号議案 教育委員会教育長を任命するにつき同意を求めることについて

<理 由>

石巻市教育委員会教育長の境直彦氏が本年5月23日をもって任期満了となることから、その後任について慎重に選考してきたが、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する宍戸健悦氏を新たに任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

- (3) 第74号議案 教育委員会委員を任命するにつき同意を求めることについて

<理 由>

教育委員会委員（委員4名）のうち、遠藤俊子氏が本年5月25日をもって任期満了となることから、その後任について慎重に選考してきたが、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する梶谷美智子氏を新たに任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

4 委員会提出議案（1件）

（1）委員会提出議案第3号 石巻市議会委員会条例の一部を改正する条例

<内 容>

石巻市組織条例の一部改正に伴い、石巻市議会委員会条例における常任委員会の所管の一部を変更する必要があるため、本条例の一部を改正するもの。